

# 記入例

## 扶養状況申立書

- この書類は被扶養対象者1名に対し1枚作成して下さい。(新生児以外) 出生の場合扶養状況申立書は不要です。
- 被保険者氏名・扶養認定対象者氏名・続柄・職業、①～⑤を記入して下さい。

○長女・次男など  
×子

被保険者氏名	北洋 太郎	認定対象者氏名	北洋 七江	続柄	長女	職業	パート
--------	-------	---------	-------	----	----	----	-----

①認定対象者が今まで加入していた健康保険（該当に○）	提出が必要な書類
<input type="checkbox"/> 北洋銀行健康保険組合	
<input type="checkbox"/> 国民健康保険	→ 国保の保険証（写）を提出してください。
<input checked="" type="radio"/> 協会けんぽ	→ 左記機関発行の「資格喪失（削除）証明書」を提出してください。
<input type="checkbox"/> 共済組合	

資格喪失証明書は前の健保組合に送付依頼して下さい。

②雇用保険の失業給付について	
申請理由が離職または失業給付終了の方は該当に○	
<input checked="" type="radio"/> 1 受給予定	2 受給中
3 受給終了	4 受給延長中
5 受給停止なし	6 受給資格なし

※1～5は雇用保険離職票1・2写しまたは受給者証裏表の写しを提出して下さい。

前の勤務先で雇用保険をかけていた方が退職するときにもらえる書類です。

③扶養対象者の方には配偶者がいますか？対象者の続柄が妻・夫以外で18歳以上のみ回答（該当および収入の種類に○）	
<input type="checkbox"/> あり～配偶者の収入(月平均)	円 給与収入・年金収入・自営業者・その他( )
<input checked="" type="radio"/> なし～未婚	死別・離婚・その他( )

④収入内訳記入欄 ※収入がある方のみ記入してください。（種類内訳の該当するものすべてに○）		
対象者の収入状況	種類内訳（該当するものに○）	金額(年間合計)
給与収入	<input checked="" type="radio"/> パート・アルバイト・その他( )	1,000,000円
年金収入	老齢年金・障害年金・遺族年金・その他( ) 年金以外 65歳以上 ( )	円
事業収入	自営業・農林漁業・その他( )	円
失業給付	基本手当・短期雇用特例一時金・高年齢給付金・その他	円
休業補償給付	傷病手当金・出産手当金・労災の補償・その他( )	円
その他	不動産収入・利子・配当金・その他( )	円

複数該当する場合はすべての収入を記入してください。

◎年金以外にも収入がある方は、もれなく記入してください。

⑤被保険者の署名欄	
この申立書に記入した内容は事実と相違ありません。 万一、記入内容が事実と相違していた場合には、認定を遡って取消し、保険給付等の返還をすることに異議申し立ていたしません。 また、認定基準から外れる状況になった場合には、速やかに扶養削除の申請をいたします。	
年 月 日	被保険者氏名 (自署)
記入された内容を確認のうえ被保険者本人が署名してください。対象者や事業主ではありません。	対象者ではなく、被保険者本人が署名してください。

## 扶養状況申立書

- ・この書類は被扶養対象者1名に対し1枚作成して下さい。(新生児以外)
- ・被保険者氏名・扶養認定対象者氏名・続柄・職業、①～⑤すべて記入してください。

被保険者 氏名		認定対象者 氏名		続柄		職業	
------------	--	-------------	--	----	--	----	--

①認定対象者が今まで加入していた健康保険（該当に○）	提出が必要な書類
北洋銀行健康保険組合	
国民健康保険	→ 国保の保険証（写）を提出してください。
協会けんぽ・他の健康保険組合（含む任意継続被保険者）	→ 左記機関発行の「資格喪失（削除）証明書」を提出してください。
共済組合	

②雇用保険の失業給付について											
申請理由が離職または失業給付終了の方は該当に○											
1	受給予定	2	受給中	3	受給終了	4	受給延長中	5	受給予定なし	6	受給資格なし
※1～5は雇用保険離職票1・2写しまたは受給者証裏表の写しを提出して下さい。											

③扶養対象者の方には配偶者がいますか？対象者の続柄が妻・夫以外で18歳以上のみ回答（該当および収入の種類に○）	
あり～配偶者の収入(月平均)	円 給与収入・年金収入・自営業者・その他( )
なし～未婚・死別・離婚・その他( )	

④収入内訳記入欄 ※収入がある方のみ記入してください。（種類内訳の該当するものすべてに○）			
対象者の収入状況		種類内訳（該当するものに○）	金額(年間合計)
	給与収入	パート・アルバイト・その他( )	円
	年金収入	老齢年金・障害年金・遺族年金・その他( ) 年金以外に収入がある・ない 65歳以上で年金収入がない方はその理由を記入してください。 ( )	円
	事業収入	自営業者・農業・漁業・農林業・その他( )	円
	失業給付	基本手当・短期雇用特例一時金・高年齢給付金・その他	円
	休業補償給付	傷病手当金・出産手当金・労災の補償・その他( )	円
	その他	不動産収入・利子・配当金・その他( )	円

◎年金以外にも収入がある方は、もれなく記入してください。

⑤被保険者の署名欄
<p>この申立書に記入した内容は事実と相違ありません。 万一、記入内容が事実と相違していた場合には、認定を遡って取消し、保険給付等の返還をすることに異議申し立ていたしません。 また、認定基準から外れる状況になった場合には、速やかに扶養削除の申請をいたします。</p> <p style="text-align: center;">年                      月                      日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">被保険者氏名 (自署)</p> <hr style="width: 80%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> <p style="text-align: right; margin-right: 50px; color: red; font-size: small;">対象者ではなく、被保険者本人が署名してください。</p>

## 被扶養者収入基準と添付書類

### 【収入の基準】

被扶養者となるためには、「主として被保険者の収入によって生活していること」が必要です。

同居している場合	別居している場合
対象者の年収が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で、被保険者の収入の2分の1未満であること	対象者の年収が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で、かつ、その額が被保険者からの仕送り額より少ないこと

被扶養者認定の際に添付していただく書類				除籍 謄本	学生証か 在学証明書	収入確認書類 (下記の該当書類)	第3号 届出書	送金額証明書 (別居の場合)	
区分	提出書類		戸籍 謄本	住民票 ◎必須					
	同居 条件 無	配偶者	収入有		○		○	A	
収入無				○				○	
子		高校生以下		○					
		18歳以上	※1学生 学生以外		○	○			
父・母			○	○		○	AかB	○	
弟・妹・孫		高校生以下		○	○				○
		18歳以上	学生 学生以外		○	○			
兄・姉			○	○		○	AかB	○	
義父母・伯(叔)父・伯(叔)母			○	○		○	AかB		
要 同居		甥・姪	高校生以下		○				
	18歳以上		学生 学生以外		○	○			
					○	○		○	AかB

※1 学生～大学生・大学院生・専門学校生・予備校生

※2 被保険者の死亡により、新たに当健保に扶養加入申請する方は送付してください。

#### 収入確認書類欄が○の方

##### A. 収入のある方

- ・ 給与収入 (含むアルバイト等収入) 直近の給与明細 (3ヶ月分) 又は源泉徴収票か住民税決定通知書
- ・ 事業収入 確定申告書 (控) 損益計算書・収支内訳書等の経費内訳
- ・ 不動産収入 確定申告書 (控) 損益計算書等明細添付
- ・ 年金収入 年金証書又は年金改定 (振込) 通知書・前年分の収入証明書※3

※2の場合、今後受給することになる遺族年金も含まれます。

※3 年金収入の方は、年金以外の収入確認のため前年の収入証明書を提出してください。

- ・ その他の収入 収入金額内訳が記載されたもの

##### B. 収入のない方

- ・ 市・道民税証明書 (前年の収入記載があるもの)

\* 収入が複数ある場合は、それぞれの  
確認書類を提出してください。

#### 第3号届出書欄が○の方

- ・ 国民年金第3号被保険者関係届 (当健保ホームページ内各種申請書からプリントアウト)を提出してください。

#### 送金額証明書欄が○の方

- ・ 送金額証明書 (健保組合に請求してください)
- ・ 振込みの場合～預金通帳・振込金受取証等の写し(被保険者から対象者へ送金したことが確認できるもの)
- ・ 現金送金の場合～現金書留控えの写し

\* 扶養理由等により本表記載以外の書類をご提出いただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。